

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和3年11月30日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

松戸市勤労会館並びに松戸市常盤平市民センター、松戸市東部市民センター、松戸市五香市民センター、松戸市明市民センター、松戸市六実市民センター、松戸市松飛台市民センター、松戸市二十世紀が丘市民センター及び松戸市八柱市民センター

2 指定管理者の候補者

シンコースポーツグループ

代表団体 東京都中央区日本橋堀留町二丁目1番1号

シンコースポーツ株式会社

代表取締役 石 崎 健 太

構成団体 東京都中央区日本橋人形町三丁目10番2号

シンコーファシリティーズ株式会社

代表取締役 石 崎 健 太

3 指定の期間

令和4年4月1日から令和8年3月31日まで

提 案 理 由

松戸市勤労会館及び松戸市常盤平市民センターほか7か所の市民センターの指定管理者の指定期間が令和4年3月31日をもって満了するため。